

岐阜市福障号外
令和4年8月22日

指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援のサービス提供に関し、市内において定員を超過している事例が見受けられました。基本原則として、事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超過して、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を行ってはならないとなっております。

つきましては、下記のとおりご対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営を行っていただきますようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q&A について（令和3年9月22日版）」が示されているところではありますが、特に利用者の支援にあたっては、児童の衛生面・安全面が脅かされることのないよう、十分な換気や密の回避が可能となる環境整備など、より一層の配慮をお願いします。

記

1 厚生労働省事務連絡、会計検査院検査による指定障害児通所支援事業所での定員超過利用減算に係る指摘事項（別紙1）及び定員超過利用減算の要件等について（別紙2）をご確認ください。

2 定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、受入理由を把握していただき、障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シートへ、事業所ごとの延べ利用者数、利用定員及び開所日数を記載し、利用者の受入れ状況をご確認ください。

3 2において、定員超過が確認された又は見込まれる場合は、必要に応じて、変更申請による定員の増員等をご検討ください。

※指定基準 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成24年厚生労働省令第15号）

【担当】

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市障がい福祉課 指導係

TEL : 058-214-2136（直通）

FAX : 058-265-7613

Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp